

No.16

2017. 4. 10発行

TOPICS

- ●医学系指針・ゲノム指 針が改正されました!
- ●指針改正に対する本学 の対応について
- ●『第2回研究倫理を語 る会』が開催されまし
- ●AMED研究公正高度化 モデル開発支援事業の 採択

倫理審査に関連する 各種問い合わせ窓口

総務係

5096

- ◆医学部倫理審査委員会 ◆医学部遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会
- 臨床試験管理センター 4575
- ◆臨床研究審査委員会 ◆IRB(治験等審査委員会)

総務課労務・教員評価係 5404 ◆歯学部倫理審査委員会

総務課経理係

5408

◆IRB(治験審査委員会)

教養部

総務係

(047-300-)7103

難治疾患研究所

総務係

4504

生体材料工学研究所

総務係

(97-)8003

電子申請関連

医療イノベーション推進センター 4729, 4730

BERC Update

東京医科歯科大学生命倫理研究センター

- ■電話 (03)5803-4085, 4724
- ■FAX(03)5803-4725
- ■電子メール info.bec@tmd.ac.ip

医学系指針・ゲノム指針が改正されました!

「人を対象とする医学系研 究に関する倫理指針」・「ヒ トゲノム・遺伝子解析研究に 関する倫理指針」の一部改正 が2月28日に告示されました。 個人情報保護法の改正に伴い、 指針の見直しが行われ、用語 や個人情報の取り扱いについ

て変更がなされました。主な 書・説明書の手引きも改訂を 変更点については下記「指針 改正の主な変更点」をご覧く ださい。指針の施行日は5月30 日ですが、現在申請中・事前 審査中の研究につきましても、 改正された指針に合わせて対 応が必要となります。計画 ださい。

おこないましたので、各部局 の倫理審査委員会のホーム ページからダウンロードしご 活用ください。ご不明な点が ありましたら、生命倫理研究 センターまでお問い合わせく

指針改正の主な変更点

用語の定義の見直し

- 新たに「個人識別符号」(ゲノムデータなど)、「要配慮個人情報」(病歴を含んだ個人情報)、「 匿名加工情報」および「非識別加工情報」の用語が加わりました。
- 改正前の指針で用いられていた「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」という用語が廃止さ れ、「対応表」という言葉が新たに定義されました。以前の指針では、連結不可能匿名化された情 報のみを用いた医学系研究であれば、指針の対象外となり倫理審査委員会での承認を要しませ んでしたが、使用する情報が「特定の個人を識別できる」場合には倫理審査が必要となります。

試料・情報の提供に関する記録作成・保管の義務化

- 他機関と試料・情報の授受が生じる際には、提供に関する記録を作成し保管する必要がありま す。特に他の機関から(既存)試料・情報の提供を受ける場合には、提供をおこなう機関の試料・情 報の取得経緯や内容について確認しなければなりません。計画書の記載で代用が可能となりま すが、詳しくは「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」ガイダンス(本編)をご覧ください 。保管期間は、提供をおこなう場合は提供日から3年間、提供を受ける場合には研究終了報告日か ら5年間です。
- 共同研究ではなく研究協力の形で、本学から(既存)試料・情報を提供する場合には、提供に関 する届け出が必要になります。詳細につきましては、手続きが確定次第周知いたします。

③ 海外への試料・情報の提供の記載

海外への試料・情報の提供をおこなう際には、あらかじめ研究対象者に説明する必要がありま す。学会発表や学術誌、データベースに登録される可能性がある場合には、必ず計画書および説 明文書に記載をしてください。

*記載した内容は一部ですので、ぜひ指針をご確認ください!!

指針改正に対する本学の対応について

「人を対象とする医学系研 究に関する倫理指針」・「ヒ トゲノム・遺伝子解析研究に 関する倫理指針」が改正され たことに伴って、皆さんが現 在実施している研究について 再度点検していただく必要が あります。指針の改正のポイ ントについては別記事にまと めてありますが、今回の改正 に伴って、下記枠内の対応が 必要となる場合があります。

特に1)については本学のす べての研究者の方々に点検し てただくために、4月中にWEB アンケートによって必要な研 究の有無をチェックいただく ことになります。このアン ケートは準備でき次第、学内 に周知させていただきますの で、よろしくお願い致します。対応をお願い致します。 さらに、このWEBアンケート 結果に従って、修正が必要と なる研究を実施されている可

能性のある研究者の方には、 書面によるチェックリストを お送りいたしますので、こち らに従って必要な手続きをお 願い致します。一部の手続き は指針施行日(5月30日)以前 **に対応**されていることが求め られていますので、可及的な

ご不明な点がありましたら、 生命倫理研究センターまでお 問い合わせください。

- 1) これまで指針の対象外であった研究について倫理審査委員会への申請が必要にな る場合がある。
- 2) すでに倫理審査委員会の承認をうけて<u>実施中の研究</u>についても修正・変更が必要 になる場合がある。



BERC Update

No. 16 2017. 4. 10

東京医科歯科大学 生命倫理研究センター

〒113-8519 東京都文京区湯島1-5-45 1号館5階504号室

電話

(03)5803-4085, 4724

FAX

(03)5803-4725

電子メールアドレス

info.bec@tmd.ac.jp

研究相談申し込み

(03)5803-7120 受付時間:平日10:00~17:00

BERC

生命倫理研究センター

Bioethics Research Center 国立大学法人

東京医科歯科大学

『第2回研究倫理を語る会』が開催されました

平成29年2月11日(土)、 「第2回研究倫理を語る会」 が東京医科歯科大学で開催さ れました。「研究倫理を語る 会」は、臨床研究および研究 倫理審査の支援体制の充実を 目ざし、研究倫理に携わる 人々が一同に会し、情報交換 をすることによって、倫理審 査の現場で生じる様々な問題 に対応する術を得ることを目 的として昨年発足しました。 今回は、個人情報保護法改正 に伴い改正された、医学系指 針がテーマとして取り上げら れたこともあり、大会事務局 にはキャンセル待ちの問い合 わせが殺到するほど、関心の 高い会となりました。

早朝の緊急セミナーでは医 学系研究の倫理指針改正につ いて説明があり、続いて行わ

れた特別講演では、個人情報 保護法の解釈をめぐる指針改 正の変遷を法学者からの視点 から分かりやすく解説して頂 きました。午後には、研究不 正についての講演が行われ、 これまで国内外で起こった大 きな不正事案についての解説 や医学研究に不正が多いこと などについて説明がありまし た。また、ゲノム研究につい ての講演では、ゲノム研究の 急速な発展や遺伝子治療にお けるゲノム編集の最新技術に 関する説明に加え、生命倫理 の観点から議論が行われまし た。別会場では様々な立場の 参加者約100名が20のグループ に分かれて、"良い"倫理審 査委員会とはどのような委員 会か、についてディスカッ ションが行われました。倫理

審査委員、事務局スタッフ、 研究支援者、企業などそれぞ れの立場を超えて熱い議論が 交わされました。最後に、語 る会世話人代表である吉田雅 幸教授の座長のもと「倫理審 査委員会のあるべき姿を考え る」と題したシンポジウムが 行われ、国際学術誌の動向か らみた日本における生命科学 研究の課題についての解説、 より良い倫理審査委員会を目 指すための自己点検チェック リストの提案、グループワー クの内容が紹介されました。

「第2回研究倫理を語る 会」は終始活発な意見交換が 行われました。第3回は国立 がん研究センターを会場に 2018年2月初旬に開催予定です。







AMED研究公正高度化モデル開発支援事業の採択

日本医療研究開発機構 (AMED) の「研究公正高度化 モデル開発支援事業」が採択 されました(開発代表者:江 花有亮)。この事業の内容は 倫理審査委員・事務局を対象 とする研究倫理の教育プログ ラム・評価プログラムの開発 です。研究開発には本学生命 倫理研究センターのほか、医 療イノベーション推進セン ター、産学連携推進センター が研究機関として参加してい

教育プログラムには倫理審 査委員、およびその事務局ス タッフが倫理審査を行うのに 必要な知識を身に着けるため の教材を開発します。コア・ コンピテンスとして、①研究 対象者の保護、②生命倫理の4 原則、③倫理的妥当性・科学 的合理性、④法令・指針の理

解、⑤個人情報などの守秘義 務、⑥利益相反、⑦コミュニ ケーション能力、⑧自己研鑽 を挙げています。教材として、 基礎的な知識を網羅した動画 を配信し、選択問題による知 識の確認を行います。次に実 際の研究計画書や同意説明文 書を模した教材を用いて、よ り実践的な、専門性の高い内 容の研修を行います。これら は医学系大学倫理審査委員会 連絡会議(LAMSEC)や大学 ネットワークを介して配信し、 どの施設でも使用できるよう に、指導要領を添付します。

次に評価プログラムとして、 事務局スタッフや研究支援者、究倫理についての知識が広が あるいは委員への倫理審査専 門職のための認定制度を設立 することを掲げています。こ れは米国のCertified IRB Professionals Program (CIP)を

参考にしたものです。CIPとは 2000年より始まった認定制度 で、倫理審査に必要な知識や、 臨床研究・治験倫理審査委員 会の運営、手続きついてスペ シャリストの育成を目的に設 立されたものです。年に2回の 試験が行われ、現在2,500人の CIPが活躍しています。日本の 事務局・支援者・委員の認定 制度は米国のそれとは異なり ますが、その精神は異にする ものではなく、相互に連絡を 取りながら、開発を進めてい きます。

教育プログラム、評価プロ グラムそれぞれを通して、研 り、より質の高い臨床研究が 行われることを願って、本事 業を進めていく所存です。

スタッフ

吉田 雅幸 江花 有亮 神田 英一郎 甲畑 宏子 高橋 沙矢子 坂 利江 永井 裕子 めぐみ 岩越 笠井 志保 小川 真由美

Webサイトにてお待ちしております http://www.tmd.ac.jp/bioethics/

生命倫理研究センターのニュースレター第16号はいかがだったでしょうか? いよいよ 研究指針が改定となり、それに伴う確認作業を実施します。この作業には皆さんのご協力が 不可欠ですので、是非ともよろしくお願い致します。